

事例1 市民後見人育成・活動支援機関の広域的な整備 (静岡県・静岡県社会福祉協議会)

市民後見人育成・活動支援機関 (= 成年後見実施機関) の立ち 上げと体制整備支援

概要

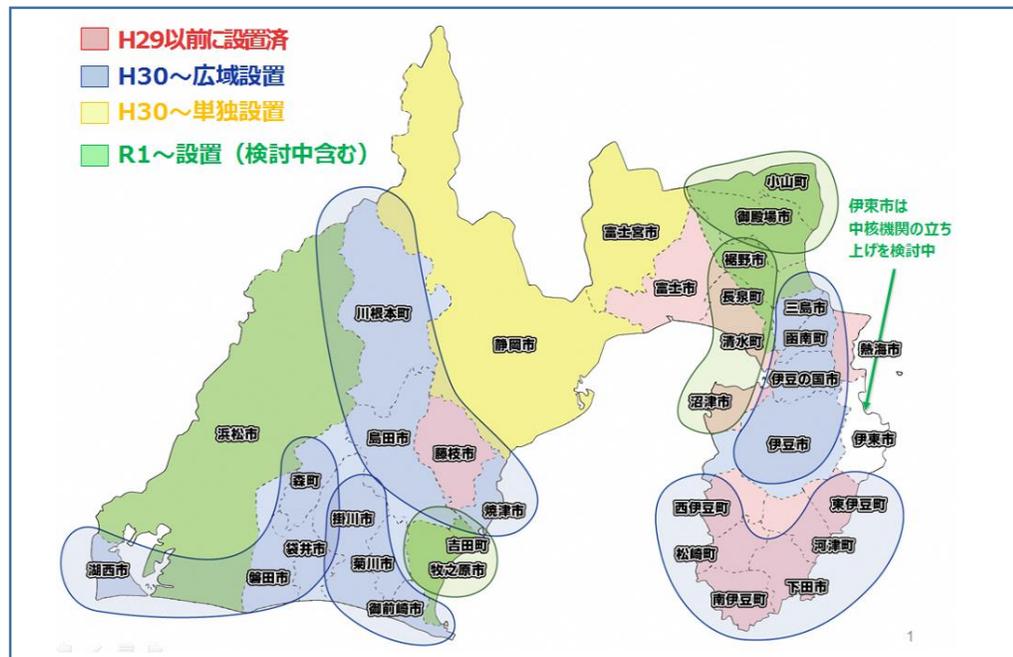
成年後見制度等の権利擁護が必要な人の 県内ニーズ把握 (H26年度 成年後見制度に関する実態調査) により、担い手確保の重要性を認識。

これを踏まえ、静岡県・静岡県社会福祉協議会が共同で、市町に対して市民後見人育成・活動支援の体制整備を促し、地域の実情に応じた広域的な体制づくりを推進。

平成29年度から全県域に拡大。



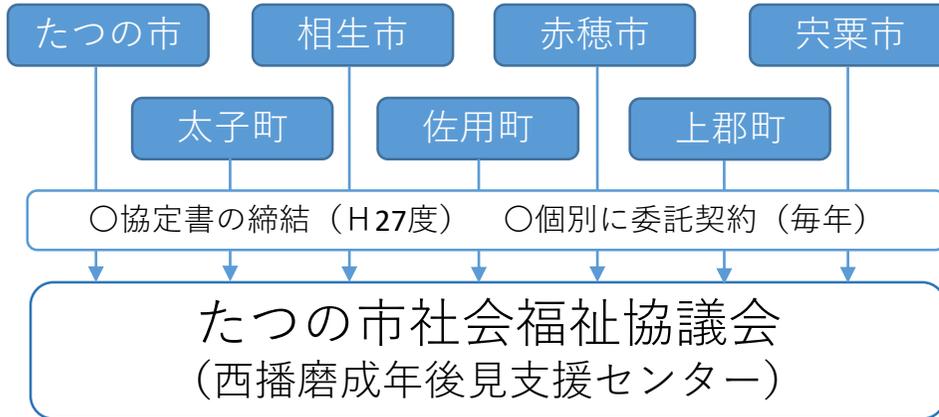
- ・ 県と県社協が共同で取り組み、働き掛けることで、市町と市町社協、市町間の連携がスムーズ
- ・ 広域連携することで、効率的・効果的に研修等の実施が可能



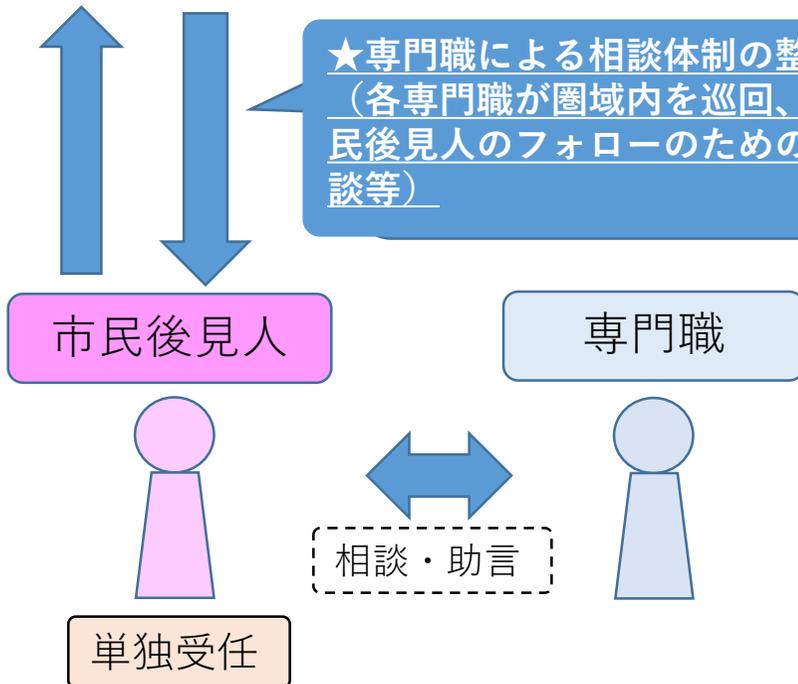
- 実施機関設置 34市町 (全35市町中)
R1.9月時点
- 広域連携による市民後見人育成体制の整備⇒中核機関化へ連動
- 市民後見人養成研修修了者へのフォローアップ研修等、継続的な育成体制

事例2 単独選任（広域）型・中小自治体が広域で市民後見人を養成 （西播磨4市3町（兵庫県）・西播磨成年後見支援センター）

※各市町の人口：約1.5～約7.7万人、圏域人口：約26万人（H30.10）



★専門職による相談体制の整備
（各専門職が圏域内を巡回、市民後見人のフォローのための相談等）



市民後見人に関する事業

- 養成（各研修のセットを年1回実施）
 - 人材バンクの管理・運営（研修終了後の面接、毎年の状態確認、交流会開催）
 - 受任調整会議の開催（関係者を招集、市民後見人の受任に適した案件か判断）
- ⇒バンク登録者63名（H29年度末時点）
⇒選任2件（H30.11時点）

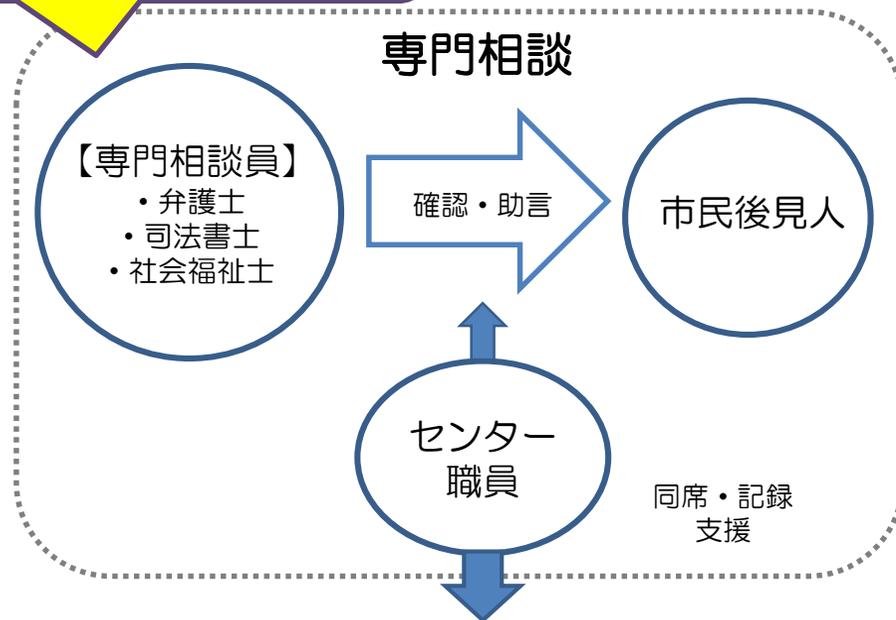
※広域実施のメリット

- ・必要経費を分散できるため、各市町の財政負担が少ない
- ・市民後見人のなり手や専門職（研修講師、相談対応等）がない自治体があってもカバーできる
- ・ノウハウを共有でき、将来的に市民後見人の需要が増えた場合にも事業の拠点をスムーズに増やすことができる

事例3 中核機関等のバックアップにより、家裁が市民後見人を多く選任している例（大阪市成年後見支援センター）

センターが専門職を雇い上げることで(週2回)、市民後見人が専門職に無料で気軽に相談でき、効果的

センターの専門的・継続的サポート



センター職員による専門相談後のフォロー

初動期セットの手渡し・説明
(受取書・報告書類・後見事務費基準・名刺・市民後見人リーフレット・緊急連絡先)

※実績（H30年度末時点）
・市民後見人バンク登録者数 240人
・市民後見人の受任者数 93人

初動期

- 初動の打ち合わせ
- 1か月目財産目録作成支援

3か月目 活動状況確認

6か月ごとの家裁への報告前

- 財産管理の確認・助言
 - ・領収書等と通帳の突合せ
 - ・預金額について前回との差額確認
 - ・収支予定表の確認
 - ・後見事務費の取得 等
- 身上監護の確認・助言
 - ・ケアプラン、体調面、医療状況
訪問回数等

*その他、課題が生じた時に必要に応じて専門相談を実施

事例4 複数選任（市民＋専門職）→市民単独選任移行型 （神奈川県横須賀市・よこすか市民後見人等運営事業）

後見人

専門職

市民後見人



複数後見



★困難な状況が解決されるなど、複数後見を継続する必要がなくなった場合

⇒専門職が辞任、横須賀市社協のサポートを受けながら、単独で活動

市民後見人の養成・活用

目的・効果

- ①後見業務を行う担い手を増やす
- ②専門職との複数後見により、専門職後見人の負担軽減、受任件数の拡大等を図る

活動条件

- ①法定後見事件
- ②原則として専門職との複数後見
- ③身上監護を主に担当

実績(H30度末)

市民後見人の登録者31名、のべ選任件数34件（終了13件、継続21件）

事例5 市社協の法人監督＋市民後見

(名古屋市社協・成年後見あんしんセンター)

監督人

名古屋市社会福祉協議会

(成年後見あんしんセンター)

センター職員



専門職



市民後見人



名古屋市の市民後見の特徴

- 市民後見人が後見人に選任される全ての案件において市社協が監督人に選任
- バンク登録後、法人後見の支援員として一定時間、活動（市民後見人の研修的位置づけ）
- 原則として、市長申立事案、後見類型（親族申立事案2件あり）

⇒実績（H30年度末）：バンク登録者124名、のべ選任件数51件（終了18件、継続33件）

★市社協法人後見から市民後見人へリレーする例もある

- 後見監督人への就任（重要行為への同意、財産目録作成の立会、急迫時の後見活動代理等）
- きめ細かい監督体制（月1回報告、3か月に1回通帳現物確認）、日常的な金銭管理や支援の経過等を独自の様式で記録
- 専門職・センター職員による相談・支援体制、24時間体制、マニュアル作成、フォローアップ研修、関係機関との連携時における調整等の実務的な支援など

事例6 市民後見人を社協法人後見の支援員（身上保護担当）として活用 （埼玉県飯能市・市社会福祉協議会）

後見人

飯能市社会福祉協議会 = 法人後見で受任

市民後見人（※）

※後見人として
選任された者で
はなく、養成講
座の修了者



【身上保護】

- ★社協と雇用契約を締結、時給制で報酬が支給される非常勤職員という位置付け
- ★人生経験を活かし、個別の事案ごとに、充実した手厚い後見事務を実施

分業

連携

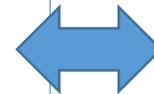
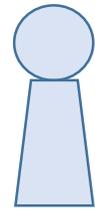
センター職員



【財産管理】

- ★少数の若手中心の職員に限られた予算を集中投入して専門的な知識・技能を習得し、低廉・安全に後見事務を実施

専門職



相談・助言

⇒実績（H31.3時点）：法人後見14件受任